

羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議  
会議録の作成と公表に関する扱いについて

令和3年11月15日

羽村市防犯、交通安全及び火災予防推進会議(以下「推進会議」という。)の会議録の扱いについては、次のとおりとする。

1. 会議録は要点記述とする。
2. 会議録の発言者については「座長」「副座長」「推進員」「事務局」と記載する。
3. 会議録は、座長が内容を確認したのち、公表するものとする。
4. 会議録の公表は、市役所防災安全課窓口による閲覧及び市公式サイトに行うものとする。
5. 会議録の取り扱いについて変更または新たに取り決める事項が発生した場合には、推進会議に諮るものとする。